

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



今月号は、個人事業を営む親族からの借金の申し入れについての相談です。「親族がしっかり返済してくれるかどうかは心配だけど、LINE やメールで頻繁に連絡を取り合うことができるなら、わざわざ書面を作成する必要はないと思うんだけど・・・。」

Q 親族から、事業資金として100万円を貸してほしいと頼まれました。貸すこと自体はよいのですが、返してもらえなくなってしまうのではないかという不安もあります。どのようなことに注意して貸せばよいのか教えてください。

A 「貸付金」であることを明確にするためにも、金銭消費貸借契約書等を作成するとよいでしょう。また、返済を促すための条項を入れたり、公正証書を作成したりすることも検討してみましょう。

<解説>

1 金銭消費貸借契約書の作成

あなたが、親族にお金を貸す行為は金銭消費貸借契約といえます。金銭消費貸借契約が成立するためには、①返済の約束と②金銭の交付が必要です。返還の約束は口約束でもできますが、後々、親族から交付を受けた金銭は「借りたものではない。もらったものだ。」といった主張がなされないと限りません。そこで、「貸付金」であることを明確にするため、金銭消費貸借契約書を作成することをお勧めします。

なお、金銭消費貸借契約書を公正証書で作成しておく、公正役場にその原本が保管されます。さらに、返済しない場合には差押えなどの強制執行を受けても文句は言いませんという文言（執行認諾文言）が記載されていれば、親族が本当に返済しなかったときに、作成した公正証書を裁判所に提出することによって、その財産を差し押さえることが可能となります。

2 契約の内容

返済期日に確実に返済してもらうために、契約条項の一つとして、支払が遅れた場合に遅延損害金が発生する条項を入れておく、とよいでしょう。また、分割返済の場合であって、支払を怠ったときには、直ちに全額を返済しなければならないという期限の利益の喪失条項を入れておくことも考えられます。

ちなみに、個人間の貸し借りでは、利息を取る旨の定めをしない限り、無利息となるのが原則です。また、利息の定めをしたときには、利息制限法による制限を受けるので注意しましょう。

強制執行をするには、その前提として、それを可能にする一定の公文書を取得する必要があります。裁判所の手続きを利用して取得する判決書や和解調書のほか、本文で紹介した一定の公正証書がこれに該当します。

一般に、裁判所の手続きを経て判決書等を取得するより、公正証書を作成する方が、万一のときに簡易・迅速に強制執行をすることができるといわれています。

3 強制執行に備えて

契約書を取り交わしても、必ず返済されるとは限りません。そのような場合は、裁判所に強制執行の申立てをして金銭の回収を図ることになります。具体的には、借主の不動産を競売して換価したり、預金を差し押さえて金融機関から直接支払いを受けたりします。

ここで気を付けていただきたいのは、裁判所は借主の財産を探してくれないということです。つまり、あなた自身が裁判所に「この財産を差し押さえてください。」と、借主の財産を特定して強制執行の申立てをする必要があるのです。このため、借主名義の不動産がどこにあるのか、どこの金融機関に口座があるのか等、借主の財産状況を予め把握しておくことが、万が一に備えて重要となります。

4 まとめ

以上のように、貸付金を回収するには、お金を貸す段階で様々な手当てをしておくことが大切です。もっとも、親族（借主）の信用性やあなたとの関係性によって、契約条項に何を盛り込むか、公正証書にするか等々、変わってきます。単純な内容の文書で済む場合もあるかもしれませんが、まずはお気軽に司法書士にご相談ください。

エッ！
裁判所が財産を調べてくれるわけではないんだ！



問題が起こる前に相談することが大事だね！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内 (相談は無料です)

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのか
- 親族が認知症で困っている
- 新しく会社を設立したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのか
- お金のトラブルで困っている
-など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
 - 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 … (月)～(金) 14時～17時
 - 〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター…毎週 (木) 14時～17時
 - 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週 (火) 14時～17時
 - 〈下田会場〉 下田商工会議所 …毎月第3 (金) 13時～16時
 - 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月第1 (水) 13時～16時
 - 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月第1 (水) 13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。